

※審議会前後で、別途頂戴したご意見を含む

第1部 計画の基本的事項

番号	ご意見	委員	箇所	対応
1	県の環境保全条例（H7年制定）の前文では、震災からの教訓（自然への畏怖の念を失てはならないことへの戒め、人と人の協力の重要性、それがもたらす成果の大きさ）について触れている。震災30年目に策定する環境基本計画としては、単に、環境と防災の施策を記載するのではなく、この精神をしっかりと位置づけるべき。	秋山委員	P3・3-5行目 P3・27-30行目	【第1部第1章、第2章】 環境保全条例に関する記載を追加

第2部 環境の現状

番号	ご意見	委員	箇所	対応
2	海洋プラスチックに関する国際条約や国内の動きの掲載箇所を再検討してもらいたい。	新澤副会長	P12・3-5行目	【第2部第1章第1節4 プラスチック汚染】 構成を変更し、最後のパラグラフに下記の通り記載。 「なお、マイクロプラスチックを含む海洋等環境中に流出したごみに関して、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等における議論など、国際的な動向を注視する必要がある。」
3	「世界の先進的な環境対策」は、施策展開で活用されにないのであれば記載は不要。コラム化するならば、関連する施策の記載個所に移動すべき。	新澤副会長		現状の施策展開での活用策について記載が困難なため、コラムは削除
4	デカップリングの話が資料1-1では、最初に出ているが、資料1-2では真ん中に出ている。ストーリーが行きつ戻りつしているように見える。	大久保委員	P19・17-20行目	【第2部第1章第2節4 経済社会システムの転換期】 再構成し、第2部 環境の現状でデカップリングに関する説明を記載。
5	「経済・社会システムの転換期」の記載が薄くなってしまった。パリ協定、先行者利得、TCFD、投資家や買手の関心、サプライチェーンに対する情報開示の要請などを書いたらよいのではないか。	新澤副会長	P19・35行目- P20・4行目	【第2部第1章第2節4 経済社会システムの転換期】 ご意見をもとに追記。また全体に横串がささるように、脱炭素、生物多様性、資源循環のそれぞれの分野の現状について言及。
6	企業価値を向上させるために、なぜ情報開示が必要なかの説明が必要。そのために、第2部第1章の「経済社会システムの転換期」で、機会だけでなくリスクについても書いておく必要がある。	新澤副会長	P19・35行目- P20・10行目	
7	プラスチック循環新法で再商品化計画というのが作られた。いくつかの自治体で計画がすでに認可されているところがあるが、たまたまそういう事業者がいた事例だと聞いている。兵庫県は好条件でないということはわかるが、資源循環をやっていくうえで、拠点が県内に全くないのは無理がある。すぐに実現はしなくても、県内に拠点を作っていくということを書けるなら書いてほしい。コンソーシアムを作っているのだから、そういったことを狙っているのではないか。	新澤副会長	P20・22-25行目	【第2部第1章第2節4 経済・社会システムの転換期】 「プラスチック資源循環促進法では、プラスチック製品の設計から廃棄物処理に至るライフサイクル全般で、あらゆる主体による取組を促進することとされ、これまで燃えるごみ等として処理されていたプラスチック使用製品廃棄物についても、再商品化できる仕組みを設けられるなど、プラスチック資源回収量の拡大を図っている。」と記載。
8	DXに対応する施策の記載個所がバラバラでわかりにくい。DX関連施策について「DX」のマークを付けてはどうか。	新澤副会長	P21注釈	【第2部第1章第2節5 デジタル化の進展】 ページ注釈にDX関連ページを記載

9	コラム4「美しい海と豊かな海の両立」の記載は、瀬戸法第2条の2の瀬戸内海の環境保全の基本理念と合わない。「○ 瀬戸内海の海域における栄養塩類の水質目標値（上限値と下限値）を設定し、その範囲内で管理することにより、良好な水質が保全され、そして生物多様性や生産性が確保された豊かで美しい海を目指します。」と修正してはどうか。	秋山 委員	P33	【コラム4】 ご指摘の通り修正
---	--	----------	-----	--------------------

第3部 今後の環境施策の展開の基本的な考え方

番号	ご意見	委員	箇所	対応
10	循環共生型社会への転換に記載のある「成長の限界」は、1972年で先進国を主に対象としており、87年ブルントラント委員会で途上国の環境問題がクローズアップされ、成長の限界を否定している。リオ宣言は環境と開発に関する世界会議で、これはSDGsにつながっている。時代錯誤な気がする。「成長の限界」の議論を持ち出すよりも、TCFDやTNFDが提起した「機会（opportunity）」を使ったらどうか。	新澤 副会長	P20・1-4行目 P57・24-32行目	【第3部第1章第1節 環境と経済・社会の統合による新しい価値の創出】 「成長の限界」の表現は削除しました。「機会（opportunity）」なども含め、「経済・社会システムの転換期」に現状の整理として記載。また、「循環共生型社会」について、ここで初めて記載される用語であること、また、本県では、基本計画の根拠である「環境保全条例」において、「循環共生型社会」と同趣旨を「環境適合型社会」と表現していることから、計画の方向性としては、改めて条例の本旨に立ち返り「環境適合型社会」と記載
11	環境と経済の「絶対的デカップリング」という言葉は、一番大事なフレーズになると思うが、あまりなじみがない。SDGsの重要な用語ではあるが、ピンとくる人は少ないのではないかと。これから普及を図っていく言葉よりは、誰もが普通に理解できる言葉のほうがよいのではないかと。	川井 委員	P19・17-20行目 P57・34行目- P58・2行目	【第3部第1章第1節 環境と経済・社会の統合による新しい価値の創出】 「絶対的デカップリング」を使用せず、「環境と経済・社会の統合による新しい価値の創出」と修正。GDPのグラフについては、P57から図2-26(P19)に移動し、名目、実質の表記のない場合なども、通例、実質値であることから、実質値を採用するとともに、データを最新値に更新（環境省も実質値を採用）また、廃棄物や自然を的確に表現するデータを持ちあわせていないことから、GHG排出量を環境に関する代表として記載。掲載箇所も「経済・社会システムの転換」に変更し、現状を示すデータとして記載
12	環境と経済の「デカップリング」はなじみがあるが、「絶対的デカップリング」はなじみがないので説明が必要。廃棄物（プラスチック）や自然については、同様なグラフは必要ないか。資料1-2 P57 図3-1GDPについて、このような場合、物価の変動を除いた実質を使うと思うが、環境省が名目を使っているか。	新澤 副会長		
13	Well-beingについて日本語訳を全くつけないことには反対。脚注を設けない方針であるならば、これこそコラムで対応したらどうか。資源環境経済学を踏まえたサステナビリティ研究の第一人者であるケンブリッジ大学教授パーサ・ダスグプタは、2001年出版の著書で、Well-beingを扱っており、当時京都大学経済学部教授の植田和弘先生の監訳で翻訳されていて、そこでは、well-being 福祉（quality of life 生活の質と同じ意味との注記がある。）と翻訳しており、国の基本計画が「高い生活の質」と訳しているのは、この本の注記が出典ではないかと思う。ただ、日本でも格差が広がっていて、低所得者もいるので、この言葉は響くのかと疑問に思っている。コラムで、さまざまな訳があることを紹介したらよいと思う。	新澤 副会長	P58・4-11行目 P124	【第3部第1章第1節 ウェルビーイング（県民の幸福）の実現】 ウェルビーイングの説明については、多数のご意見をいただいているところ、県民に広く周知するにあたり、なるべく平易にかつ端的に表現することが必要との原点に立ち返って、内部で協議した結果、計画では「ウェルビーイング（県民の幸福）」としています。なお、文中には、ご指摘の「生活の質」という表現も記載（P58・9行目）。また、巻末の用語解説（P124）にも説明を追記。
14	経済的な豊かさを示す指標であるGDPについても・・・指摘もある。」と文章になっていないので、もう少し練った方がいいのではないかと。	新澤 副会長	P58・4-11行目	
15	環境施策間の相乗効果・トレードオフを、環境施策間だけにとどめてしまうのはもったいない。例えば、適応策として小学校にエアコンをつけることは必要ではあるが、増エネ要因になる。しかし、それとセットで太陽光発電や蓄電器を設置すると、子ども達や教職員を守りつつ、増エネをできるだけ回避できる適応策につながる。また、小学校は避難所に指定されており、蓄電池や電気自動車があると災害時にも強い。「環境施策間」と絞り込まないで広げてもいいのではないかと。	増原 委員	P62・17-21行目 P65・24-25行目	【第3部第2章2 施策間の相乗効果の最大化とトレードオフの回避・調整】 「環境施策間の・・・」を「施策間の・・・」に修正。ご指摘の小学校の事例を記載に追加。
16	概要版の「担い手の確保」の兵庫らしい取組は、県民会議、包括協定、フォーラムにとどまってしまっているのが残念。ここにぜひ兵庫らしい取組事例が明確に示されるとありがたい。担い手を確保する、育成するという具体的な方策が見えるとよい。	横山 委員	概要版P2	次世代の人材育成について、ふるさと兵庫こども環境体験などの記載に変更

17	共創力は、県民が環境活動をしたいと思ったときに、どんな課題でも応えられるように企業などが連携してサポートする体制を整えていくことかと思った。	向山委員	P67・8-39行目	【第3部第2章3 [多様な主体のイコールパートナーシップによる連携・協働]】 県民、企業など多様な主体が連携してサポートするプラットフォームについて記載
18	気候変動の影響で一番大変な思いをされているのは、農業や漁業などの現場の方。こういう方はある種の環境問題のプロである。共創相手として、研究者や環境コーディネーターなどを想定していると思うが、環境問題に直面して実際に向かい合っている人を入れてほしい。	中野(朋)委員	P67・12-13行目	【第3部第2章3 共創力の発揮と担い手の確保】 「気候変動の影響を大きく受ける農林水産業の事業者や、地域の環境保全に取り組む人たちをはじめ、」と記載。
19	担い手を育成するなら、若い方が仕事として従事できないと続かないと思っている。そういう仕事をいかにして増やしていくのか、ということがあって初めて、議論や学習が進む。それが読み取れないのが残念。	横山委員	P69・12-13行目	【第3部第2章3 [次世代を担う人材の育成・確保]】 「環境課題に取り組むスタートアップ支援などを通じて、持続可能な地域づくりを牽引する担い手確保にも努める。」と記載。
20	次世代の担い手、持続可能な社会づくりを先導する人材とは、どのような人物像か、最終的にどのような行動をして、どのような考えをするのが望ましいのか、明確にモデルやリストとして示すことが持続可能な社会づくりを先導する人材を増やすことにつながる。県民一人ひとりのあるべき姿が明確化すると目標の達成に近づく。	向山委員	P69	【コラム17】「次世代の担い手のモデル」において、めざす次世代の担い手像を記載

第4部 具体的施策の展開

番号	ご意見	委員	箇所	対応
21	資料1-1 P4「環境と共生するまちづくり」は、各分野に共通する内容だが、交通や環境に配慮した建築物の普及促進が脱炭素の項目に記載されている。環境配慮型建築物の話の中に自然環境保全のようなキーワードは入っているものの、生物多様性のところには環境配慮型建築物の話は出てこない。建築物の生物多様性に関する配慮も色々あるので、例えば資料1-2 P86「地域や企業などにおける生物多様性の取組促進」のようなところに、環境配慮型建築物等の記載すると関連するとわかると思う。	大久保委員	P85・10-11行目	【第4部第2章第2節(3)ア 生物多様性への配慮行動の促進】 「「まちづくり基本方針」の推進等により、住宅やまちの脱炭素化、省資源化、エネルギーの自給と、自然環境や生物多様性の保全再生などによる環境との共生をめざす。」と記載。
22	ハードルが高いかもしれないが、各取組について事業として書き込まれているが、レイヤーとしてあらゆるところに共通の考え方をいれてる必要がある。例えば、グリーンインフラを新たに創出するような公共事業だけでなく、あらゆる公共事業においてこの視点を取り入れて評価することが重要と考えている。国交省でも環境価値をどう評価するか検討中であるが、そういう観点で見えていくと、全体にレイヤーとして入ってバラバラ感がなくなり、何が一本の横軸として入るのがわかる。	大久保委員	P20・10~13行目 P65・21-23行目 P85・27-28行目 P86・5-13行目	【第2部第2節4 経済・社会システムの転換期】 「自然や生態系が持つ雨水貯留機能や土砂流出防止機能などの多様な機能を活用して整備するグリーンインフラをはじめ、生態系を活かした防災・減災対策など、自然を活用した解決策(NbS: Nature based Solutions)が広がっている。」と記載。 【第3部第2章2 [相乗効果の最大化③・防災・減災対策]】 グリーンインフラについての記載を追加。 【第4部第3章第2節(3)ウ [災害に強い森づくり]】 「遊水池の整備、農地や樹林地・森林の保全等、自然環境が有する雨水貯留機能や土砂流出防止機能等、グリーンインフラを積極的に活用した防災・減災対策を推進する。」と記載。 【第4部第3章第2節(3)ウ [人と自然が共生するため池・川づくり]】にも記載。
23	資料1-2 P87について、GISは可視化する仕組みであって捕獲する仕組みではないので、文章がおかしい。例えばGISにより課題を可視化し対策を進める、などの表現をお願いしたい。捕獲を推進するのは、シカ対策のところに記載のあるICT技術の方になるので、捕獲を特出しするのならICT技術を活用した捕獲の普及などになる。用語が合っていないので修正をお願いしたい。	横山委員	P87・34-37行目	【第4部第3章第2節2ウ 集落での被害防止対策の推進】 「専門知識と現場経験を備えた民間事業者を集落への派遣を通じて、被害対策をカルテ化し、処方箋を作成するとともに、処方箋に基づく集落や農家自らによる被害対策と捕獲対策の実践を支援する。また、獣害対策GISを活用した被害対策状況などの可視化やICT技術を活用した捕獲を普及する。」と記載。
24	兵庫県森林動物研究センターの記載の中で、「先進機器を活用した…」と記載しているが、これは何を意図しているのか具体的に記載願いたい。	横山委員	P88・31行目	【第4部第3章第2節2オ 人と野生動物の共存】 「先進機器」を「自動撮影カメラ等」に修正。

25	法律に合わせて「公害発生の防止」を「公害の防止」と記載すべき。「発生」だと、「発生した後はどうでもいい」ように受け取れるように感じる。	秋山委員	P101・19行目	【第4部第5章第2節1(1)健全で快適な生活環境の保全】 ご指摘の通り修正
26	気候変動のところに事業者の情報開示についてまとめて記載がある。TNFDなど生物多様性にとっても情報開示は重要になってくるが、横断的な軸が見えてこない。各分野か、資料1-2 P107「県民・事業者へのわかりやすい情報提供」とあるが、県民・事業者・行政が情報共有すると話の筋が見えやすくなるかと思った。	大久保委員	P103・28-32行目	【第4部第5章第2節1(4)環境影響・環境負荷に関する情報の適切な公開】 「持続可能な経済活動の実現をめざし、気候変動関連情報を開示する枠組みであるTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）フレームワーク、生物多様性・自然資本関連情報を開示する枠組みであるTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）フレームワーク等にのっとり、気候関連リスクや自然関連リスクとその備えについて金融機関や投資家から情報開示が求められていることから、その重要性について普及啓発する。」と記載。
27	県民がどのように計画を知り、取り入れる、その方法をどこかに記載すべきではないか。パートナーシップ、市町との連携、デジタル等、キーワードはあると思う。「方法」というところを設けて具体的に書いていただきたい。	中野(加)委員	P113・3行目	【第5部第1章 計画の進行管理】 「本計画を県ホームページやSNS等のデジタルツールを効果的に活用し、積極的に発信する」と記載。
28	計画をわかりやすく、周知することに注力してもらいたい。	谷勝委員		
29	具体的な施策展開で「促進」や「推進」と記載があっても、具体的に何をするのかかわからない記述が多い。できる限り具体的に書いてもらいたい。	寺門委員	第4部全般	施策の方向性しか示せていない箇所については、今後、施策としてできる限り具体化していく。
30	コラムの記述表現が堅苦しい。少なくとも題名はもっと目を引くような表現を工夫した方がよい。	中瀬会長	コラム全般	コラムの題名を見直し

第5部 計画の効果的推進

番号	ご意見	委員	箇所	対応
31	進行管理を行政評価で終わらせるのではなく、次の創造的活動につなげてほしい。評価前後に関係するセクターが意見交換、情報共有し、次の施策につなげていく。つまり創造的評価活動を行っていくという書きぶりが可能であればお願いしたい。	狭間委員	P113・9-10行目	【第5部第1章 計画の進行管理】 「結果については、県ホームページ等で多様な主体と共有するとともに、環境を基点とした新しい価値を創造する施策を部局間の連携で進めながら、多様な主体の活動につなげる。」と記載。
32	レーダーチャートについて、各項目が独立しているなら、線でつながない方がいい。	中瀬会長	—	レーダーチャートではなく、半径の異なる円グラフ（プラネタリー・バウンダリーのようなグラフ）で表示。
33	自然共生サイトの数、面積は必要ないか。自然共生サイトの潜在的候補地として、あるいは太陽光あるいは風力の候補地として、管理放棄地の面積を把握することは無意味か。自然共生サイトの面積および太陽光発電の面積を、管理放棄地の面積と比較することが重要ではないでしょうか。	新澤副会長	ひょうご環境指標	30by30をめざす上で、数より面積が重要なため、ひょうご環境指標には県土（陸域）の自然環境保全割合を選定しています。管理放棄地は有力な候補地となる場所、管理地であっても再エネ施設や自然共生サイトの候補地になり得るので、管理放棄地だけの比較とはならない背景があります。また、管理放棄地の定義がなく、データも持ち合わせていません。ご指摘の点は踏まえながら、今後の自然共生サイト拡大の施策を検討します。